

当麻町公民館使用料

館名	区分	単位	使用料（円）			
			5/1～10/30		11/1～翌年 4/30	
			町外	町内団体	町外	町内団体
当麻町公民館	ステージ及びホール	1時間につき	3,000	1,500	4,200	2,100
	多目的室 1		500	250	700	350
	多目的室 2		500	250	700	350
	大会議室 1		500	250	700	350
	大会議室 2		500	250	700	350
	小会議室 1		300	150	420	210
	小会議室 2		300	150	420	210
公民分館	1室	1時間につき	500	250	700	350

備考

- 1 町内団体とは、町内の各種団体及び町内の法人のことです。
- 2 使用のための準備や片づけにかかる時間も使用時間に含まれます。
- 3 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算します。
- 4 次の使用の場合は、本表に定める使用料の額の3倍に相当する額となります。
 - ①入場料、その他これに類するものを徴収する場合
 - ②営利・営業を目的とする場合
- 5 暖房の使用期間は11月1日～翌年4月30日までです。
- 6 使用料の額に、10円未満の端数が生じる場合は切り捨てとします。